

令和 8 年度 森林境界推測図作成業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「森林境界推測図作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

(関係法令)

第 2 条 本業務の実施に際しては本特記仕様書によるほか、以下の関係法令によるものとする。

- (1) 森林法（昭和 26 年、法律第 249 号）
- (2) 森林法施行規則（昭和 26 年、農林水産省令第 54 号）
- (3) 森林経営管理法（平成 30 年、法律第 35 号）
- (4) 森林経営管理法施行令（平成 30 年、政令第 320 号）
- (5) 森林経営管理法施行規則（平成 30 年、農林水産省令第 78 号）
- (6) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成 31 年 4 月、林野庁）
- (7) 不動産登記法（昭和 16 年、法律第 123 号）
- (8) 測量法（昭和 24 年、法律第 188 号）
- (9) 森林経営管理制度に係る事務の手引き（令和 2 年 6 月、林野庁）
- (10) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (11) 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年閣議決定）
- (12) 甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月 15 日日条例第 42 号）
- (13) 甲府市財務規則（昭和 62 年 1 月 20 日規則第 1 号）
- (14) その他関係法令及び規則

(業務指示及び監督)

第 3 条 受注者は、本業務の実施にあたり当該契約に基づく発注者の指定する監督員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(業務実績)

第 4 条 受注者は、過去 5 年以内に森林経営管理制度における意向調査優先区域の検討支援、航空レーザデータを活用したゾーニング評価及び森林の境界明確化に係る業務実績を有するものとする。

(配置技術者)

第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり空間データの統合整備について十分な技量及び経験を有する者を配置しなければならない。

- ① 技術上の管理をつかさどる主任技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士森林部門（林業・林産）を有するものとする。
- ② 本業務の担当技術者については、（一社）日本森林技術協会が定める林業技士の資格を有するものを1名配置すること。
- ③ 本業務の照査にあたっては、（一社）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有するものが務めるものとする。

(作業計画)

第6条 受注者は、本業務の着手にあたり、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者等届（経歴書含む）
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他発注者が必要と定めたもの

(守秘義務)

第7条 受注者は、本業務上知り得た情報、資料及びその他一切の事項をいかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。また、本業務の遂行上知り得た業務内容を発注者の許可なく複写、複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務の終了後又は解除後、発注者に返納又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受注業務の実施に当たり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。

(資料貸与及び取扱い)

第8条 本業務に使用する貸与資料について受注者は、破損、紛失等の事故のないように適切な管理をし、業務終了後すみやかに返却しなければならない。

2 本業務について個人情報を取り扱うため、甲府市個人情報保護条例の本旨を遵守すると同時に、下記の会社資格の保有を条件とする。

①ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

②JISQ15001（プライバシーマーク）

3 業務に使用する貸与資料については、不動産登記簿等の個人情報が含まれるため、資料収受については地方公共団体情報システム機構の LGWAN-ASP サービスリスト

に登録されたデータ交換サービスによるデータの授受を原則とする。

(作業経過の報告)

第9条 受注者は、本業務の実施期間中、発注者と緊密な連絡のもとに作業を遂行するとともに、当該業務に係る打合せ事項を、その都度、「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(完成検査)

第10条 受注者は、業務完了後の発注者の検査を受けるものとし、仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格を以って完了とする。

(成果品の帰属等)

第11条 本業務の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

(疑義)

第12条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理するものとする。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではないものとする。

(納入場所)

第14条 本業務の成果品は、以下に納入するものとする。

甲府市役所 農林振興室 林政課

(仕様の変更)

第15条 本業務の仕様書については、より効果的・効率的な手法があると判断される場合は、協議の上、変更することがある。

第2章 業務概要

（業務の目的）

第16条 平成28年5月の森林法の一部改正において、森林所有者や境界の明確化に向けた取り組みの一つとして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設された。さらに、平成31年4月1日に森林経営管理法が施行されるとともに、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、市町村は経営管理集積計画を作成していく必要があり、境界明確化のための地図の精緻化は喫緊の課題となっている。本業務は、森林の境界及び所有者を明確化していくための基礎資料として、森林境界推測図を作成するものである。

（業務概要）

第17条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）森林境界推測図作成
- （4）林地台帳管理用データセットアップ
- （5）成果品の取りまとめ
- （6）打ち合わせ（3回）

（業務地域）

第18条 本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

甲府市御岳・能泉地区1～8林班（5.49km²）

千代田・旧市地区29～41班（6.69km²）

※別紙1参照

第3章 業務内容

（計画準備）

第19条 計画準備は、業務全体の工程を見据えたうえで、各作業の工程・手順について発注者と協議し、本業務内容を十分理解するとともに、業務実施計画、人員配置計画及び工程計画を立案し、本業務を円滑に遂行するための準備を行うものとする。

(資料収集整理)

第20条 本業務に必要な資料として、発注者は受注者に下記の資料を貸与するほか、受注者が必要に応じて収集し、整理するものとする。

なお、貸与する資料の取扱いについては、受注者はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損、紛失、盗難等の事故のないように取扱うものとする。

- ・地番現況図データファイル（令和8年1月1日時点）(Shape形式)
- ・法務局地図XMLデータ
- ・法務局地積測量図
- ・地籍測量成果データ
- ・土地課税台帳データ（土地マスタ）(令和8年1月1日時点)
- ・土地登記簿データ（CSV形式）
- ・林地台帳地図データ(Shape形式)
- ・林地台帳データファイル(CSV形式)
- ・森林計画図データ(Shape形式)
- ・森林簿データ(CSV形式)
- ・林相区分図データ（Shape形式）
- ・航空写真画像データ（TIFF、TWF形式）
- ・航空レーザ測量データ
- ・陰陽図データ
- ・保安林データ
- ・路網分布データ
- ・森林資源量解析データ
- ・国有林関連データ（Shape形式）
- ・その他、発注者が必要と判断する資料

(森林境界推測図作成)

第21条 地番図データ・公図データ・航空写真データ・航空レーザデータ等を基に筆の位置を特定し、周辺筆との接合を図り地番図データの作成を行う。

なお、QGISでデータが閲覧できるよう、データセットファイル(qgz形式)を作成するものとする。

① 地図XML（公図）データの配置・編集・紐づけ

地図XMLデータは作業用に編集し、必要な属性情報を含めてデータ展開する。

なお、地籍調査が完了し、数値情報化されている地区について、法務局地図XML等と対比して確認する必要がある場合、地籍調査成果データを借用してデータ変換し、展開する。

② 地番図編集基図データ作成

配置した地図 XML は、筆界推定のための基図データとして、背景地図レイヤ、空中写真レイヤ、森林情報レイヤと重ね筆界推定ができるよう、複数の地図 XML が連続的に表示できるよう取りまとめる。

③ 筆界（地番界）推定図作成

地番図編集基図をもとに、筆界を推定する。筆界編集においては、筆界推定結果、公図データほか基図データを確認しながら、等高線、陰陽図の尾根線・谷線などを基に筆界・地番を編集する。また、境界の作成根拠がわかるように、ラインデータを作成するとともに、各ポリゴンに属性データを付与するものとする。

④ 国有林隣接筆調査

過年度森林境界推測図を作成した林班(29～41林班)において、国有林境界について境界杭の座標取得を実施するものとする。なお、座標取得の方法については発注者と協議の上決定するものとする。なお、取得した座標及び貸与する国有林計画図データファイルを重ね合わせたデータファイルを作成し、必要に応じて境界を再編集するものとする。

(林地台帳管理用データセットアップ等)

第22条 本業務で作成する各種データを統合的に確認できるよう、別紙2の機能要件を満たす QGIS プラグイン機能を導入するものとする。また、林地台帳制度の運用について(平成29年3月29日)第7により、市町村は林地台帳を定期的に更新することとされている。上記 QGIS プラグインを用いて、固定資産課税台帳情報や森林の土地の所有者届出等を基に、林地台帳を更新するためのマニュアルを作成するものとする。

第4章 成果品

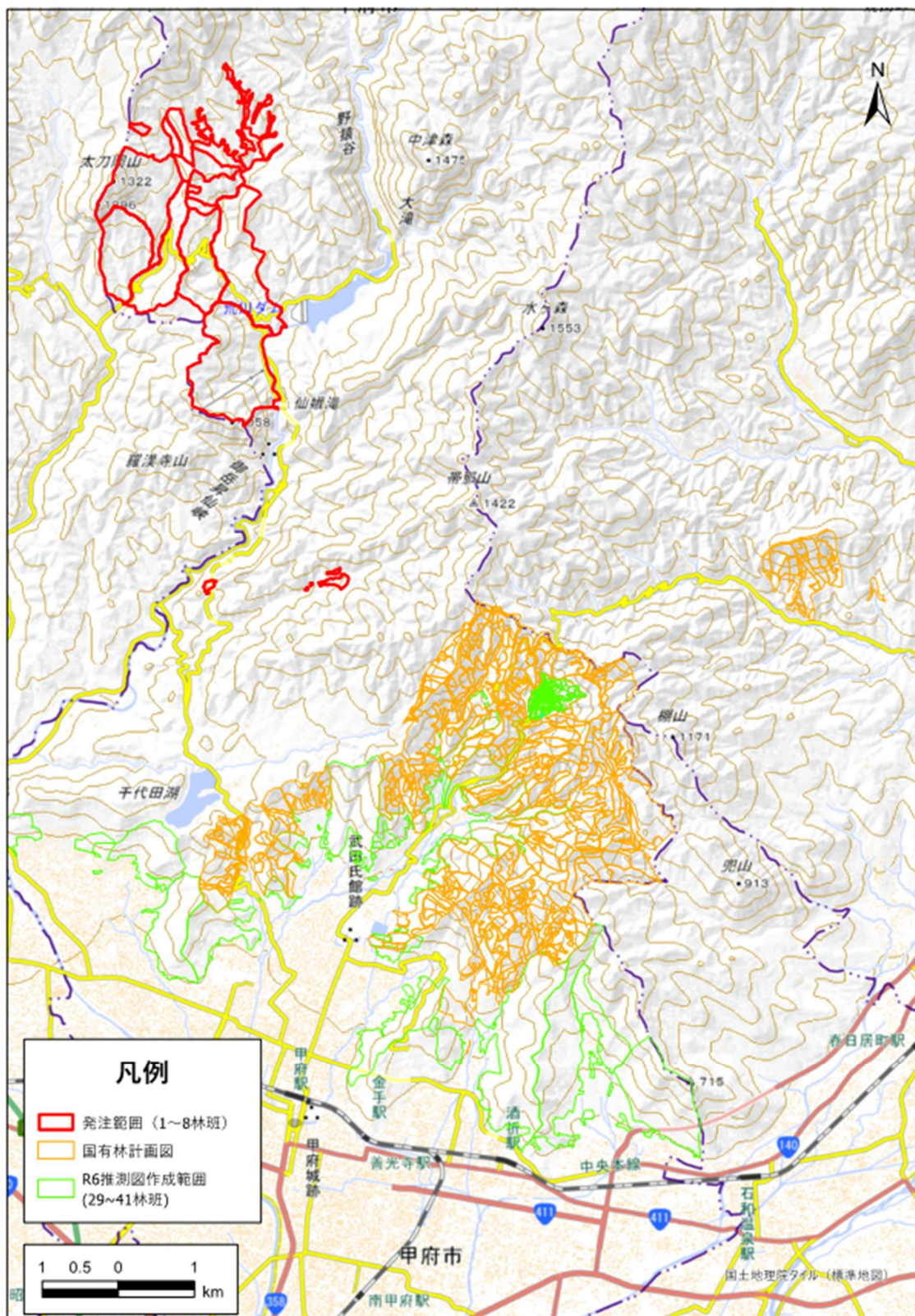
(成果品)

第23条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 森林境界推測図 | 1式 |
| (2) QGIS データセットファイル | 1式 |
| (3) 業務報告書 | 1式 |
| (4) その他、発注者が指示するもの | 1式 |

以上

別紙1 業務実施範囲図



別紙 2 プラグイン機能表

項目	機能概要
基本機能	起動メニューから機能選択を行うことが出来る。
	林地台帳システム閲覧/地図表示/データインポート/データエクスポート/登記外字一覧/相関チェック/バックアップ
	ポリゴンデータの図形を修正することが出来る。
	図形を移動・回転することが出来る。
	地図情報を検索することが出来る。
	地図の拡大/縮小/スクロールを行うことが出来る。
	地図レイヤの表示切替を行うことが出来る。
	距離計測/面積計測/角度計測を行うことが出来る。
	氏名や地目などの属性情報をラベル表示/面塗表示することが出来る。
	同一所有者によるポリゴン生成をすることが出来る。
	所有者毎のポリゴンの色塗りをすることが出来る。
	任意の範囲、任意の地図レイヤを印刷することが出来る。
	選択した筆面だけを表示した地図および属性情報を印刷することが出来る。
地番関連情報管理機能	地番関連情報、共有者（登記簿・現所有）情報を検索/閲覧することが出来る。
	地番関連情報の編集、削除を実施することが出来る。
	地番関連情報、共有者（登記簿・現所有）情報を Excel ファイルで出力することが出来る。
林小班関連情報管理機能	林小班関連情報を検索/閲覧することが出来る。
	林小班関連情報の編集、削除を実施することが出来る。
	林小班関連情報を Excel ファイルで出力することが出来る。
林地台帳管理機能	林地台帳を検索/閲覧することが出来る。
	林地台帳（公表用）の帳票を印刷することが出来る。
	共有者（登記簿・現所有）情報の閲覧することが出来る。
	林地台帳を Excel ファイルで出力することが出来る。
	林地台帳地図データ（Shape ファイル）を作成することができる。
	林地取得時の新所有者の国籍を入力することが出来る。
相関表管理機能	相関表テーブルを更新することが出来る。
	地番関連情報、林小班関連情報について相関指定をすることが出来る。
	地番図及び林小班図の重なり面積の案分率を表示することが出来る。
	相関表テーブルを Excel ファイルで出力することが出来る。
意向調査支援機能	意向調査進捗状況の台帳管理を行うことが出来る。
	台帳管理された意向調査進捗状況を地図に展開することが出来る。
	森林簿情報を参照することが出来る。
	土地個別情報の参照機能
システム関連機能	台帳で指定した関連情報を GIS で位置表示することが出来る。
	GIS で選択した図形を台帳で検索/表示することが出来る。
	林地台帳及び地図整備マニュアルに定義された仕様での入力/出力が出来る。
	システムデータのバックアップが出来る。
	GIS 機能はオープンソースソフトウェアである QGIS で構築されていること。
	ライセンスフリーであること。